令和８年度　高幡消防組合消防職員採用資格試験案内（追加募集）
（津野山分署）

令和８年11月10日
高幡消防組合消防本部

令和８年度 高幡消防組合消防職員採用資格試験（追加募集）を次の要領で行います。

１．試験の区分、採用予定人員、勤務署、採用予定日

試験区分	採用予定人員	勤務署（勤務地）	採用予定日
初級	若干名	津野山分署又は葉山出張所 （津野町）	令和９年４月１日

２．受験資格

（１）住所及び年齢

①採用後は勤務地の管内に居住できる者

②平成１３年４月２日から平成２１年４月１日までに生まれた者

③救急救命士の資格を有する者にあっては、
平成１０年４月２日から平成２１年４月１日までに生まれた者

④社会人として就業経験が通算８年以上ある者にあっては、
平成８年４月２日から平成２１年４月１日までに生まれた者

（２）身体　次のいずれも満たす者

①裸眼又は矯正視力が、両眼とも０．７以上であること。
（片方の視力が０．３に達しない場合は、よく見える方の視力が０．７以上かつ視野が１５０度以上であること。）

②聴力は左右正常であること。

③消防職員として必要な身体機能を有すること。

（３）学力

高等学校卒業者又は、これと同等程度の学力を有する者

（４）欠格事項

①地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する者

②正当な理由なく消防職員を退職して２年を経過しない者

③素行不良その他消防職員としてふさわしくない者

※地方公務員法第１６条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか職員となり又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３．試験日時及び場所

第１次試験　　令和９年１月２３日（土）

受付開始：午前８時３０分から（受付は８時５０分までに終えること。）

試験開始：午前９時００分から

場　　所　　高幡消防組合葉山出張所

高岡郡津野町永野２６５番地１　　TEL：０８８９－５５－２３３０

第２次試験　　令和９年１月２４日（日）

受付開始：午前８時００分から（受付は８時３０分までに終えること。）

試験開始：午前９時００分から（８時３０分から面接カードの記入）

場　　所　　高幡消防組合葉山出張所

高岡郡津野町永野２６５番地１　　TEL：０８８９－５５－２３３０

※注意：日程の都合上、第１次試験を受験した全員に対し翌日に第２次試験を実施します。ただし、第１次試験の成績が合格基準に達しなかった場合は、第２次試験の評価にかかわらず不合格となります。

４．試験の方法

	試験種目	試　験　内　容
第１次試験	教養試験	初級公務員として必要な高等学校卒業程度の一般知識について五肢択一（４０題）により２時間行います。
	適正検査	消防職員としての適応性について（１５０題）２０分行います。
第２次試験	小論文試験	課題提示により１時間行います。
	体力試験	別に定めた要領により行います。
	面接試験	１人約１５分程度、個別面接により行います。
	身体検査等	健康診断個人票（第４号様式）の提出により行います。
※上記以外に、資格調査として受験資格の有無、申込書の記載事項が正しいかどうかについての調査を行います。		

５．受験手続等

（１）受付期間及び時間

令和８年１１月２０日（金）午前８時３０分から令和８年１２月２５日（金）午後５時１５分まで

申込書等は、上記期間（土曜日、日曜日を除く。）午前８時３０分から午後５時１５分までに高幡消防組合消防本部総務課又は津野山分署及び葉山出張所へ提出して下さい。

【郵送による申込み】

令和８年１２月２５日（金）午後５時１５分までに到着したものに限り受け付けます。

なお、郵送による申込みの場合は、消防本部から受験票を送付するために必要となる返信用封筒（受験票送付先の住所、氏名、郵便番号を明記し、簡易書留郵便料４６０円分の切手を貼付した定形封筒（縦 14～23.5 ㎝、横 12 ㎝）に限る。）を同封の上、封筒の表に「採用資格試験受験」と朱書きし、必ず簡易書留にて差し出して下さい。申込書が届かないときの確認手段となりますので、簡易書留の控えを保管しておいて下さい。なお、この郵送方法によらない場合の事故については責任を負いませんので御注意下さい。

（２）受験申込み時の注意事項

①　記載事項は自筆で正確に記入して下さい。

②　最近３ヶ月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・サイズ縦４㎝×横３㎝　２枚）が必要です。写真裏面に氏名を記入し、１枚を受験票の所定の箇所に貼り、あと１枚は受験申込書に貼り提出して下さい。（カラー、白黒とも可、ただし同一写真）

③　受験申込書と一緒に返信用封筒を渡しますので、受験票送付先を明記し、
簡易書留郵便料４６０円分の切手を貼って受験申込書と一緒に提出して下さい。
④「学歴」欄は、最終学歴から順にさかのぼるように中学校まで記入してください。
⑤「職歴」欄は、最新のものからさかのぼるように、全て記入して下さい。

（３）受験票の送付

受験票は、令和９年１月５日（火）頃に返信用封筒にて一斉郵送しますので、試験日（令和９年１月２３日）に必ず持参して下さい。

６．合格発表　令和９年２月上旬～中旬（予定）

合格者については、高幡消防組合消防本部ホームページに掲載するとともに、高幡消防組合消防本部掲示板にて発表します。

また、受験者全員に合否を文書で通知します。

７．第２次試験合格後

（１）合格者は、原則採用候補者名簿に登載され、登載の日から原則１年間（本人の状況によって削除されることがあります。）採用資格が与えられ、必要に応じ採用を決定します。

（２）最終合格者に対して、直ちに文書で就職意思の確認を行います。この意思確認において、「採用辞退」の回答があった場合又は期限内に回答がない場合は、採用される資格を失います。採用辞退等の状況により、合格者の追加発表を行うことがあります。

（３）採用は、令和９年４月１日付けを予定しています。

（４）制服等は、現品で貸与されます。

（５）採用となった者は、令和９年４月上旬から約９ヵ月間高知県消防学校に入校（宿泊研修）し、専門教育を受け勤務署所に戻り勤務します。（入校中には、体力錬成もありますので自主トレを行って下さい。）

（６）合格者には、普通自動車免許（ＭＴ）の取得をお願いします。また、期間については令和９年３月末日までの取得が望ましい。

８．給与等

（１）初任給は、勤務署の所在する市町に準じており、行政職給料表が適用されます。

（２）初任給は、学歴、職歴に応じて替わります。

（３）手当として、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

（４）勤務時間、休暇等については高幡消防組合条例等によります。
なお、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

９．その他

（１）受験申込用紙等は、高幡消防組合消防本部ホームページに掲載しています。
また、消防本部総務課（夜間及び休日は須崎消防署にお声掛け下さい。）及び希望勤務署（津野山分署及び葉山出張所）にも備えています。

（２）試験についての問い合わせは、下記の高幡消防組合消防本部総務課まで連絡して下さい。

（３）申込みのとき提出された書類等については、一切お返し致しませんのでご了承下さい。

【問い合わせ】
高幡消防組合消防本部総務課（茂木、川上、野島）
〒785-0031　高知県須崎市山手町１－７
TEL：0889-43-1272　FAX：0889-42-9099